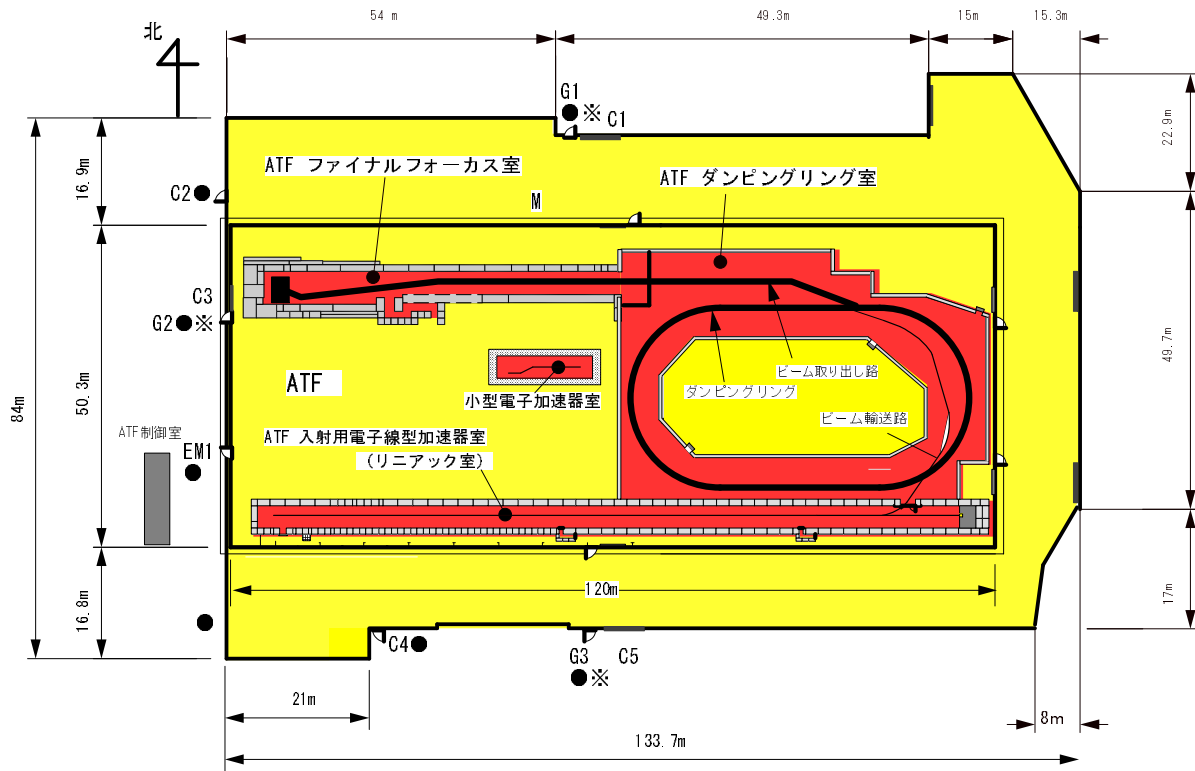


先端加速器試験棟(ATF)における放射線障害防止法施行規則 第22条の3の適用について

2014年3月10日
放射線取扱主任者

放射線障害防止法施行規則第22条の3に基づき、下記の期間、先端加速器試験棟(ATF)内の一般管理区域を管理区域でないものとみなし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行います。

1. 期間 2014年3月24日から2014年3月31日
2. 場所 先端加速器試験棟(ATF)内の一般管理区域(下記図面の黄色部分)



配布先

機構長、(管理局)施設部長、建築課長、設備課長、安全衛生推進室、

(素核研)所長、副所長(加速器)施設長、各主幹、当該発生装置管理責任者、(共通)施設長、各センター長、放射線管理室員